

太陽光発電による売電収入は



税金の申告が必要です



自宅等に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電による余剰電力、または電力の全量を電力会社等に売却している場合、その収入について、所得税の確定申告又は市・県民税の申告をしていただく必要があります。

※給与や年金所得以外の所得額が、売電による所得を含めて20万円以下の場合には確定申告不要ですが、市・県民税の申告は必要です。

★売電所得は、次の式で計算し、雑所得（または事業所得）として税の申告をします。

$$\text{売電所得} = \text{㊸売電収入} - \text{㊹経費}$$

㊸売電収入…太陽光発電等の電力を電力会社等へ売って得た収入

㊹経費…設備の設置にかかった費用など

※設備設置の費用などから補助金を差し引き、17年間に分けて経費とします。

【計算例】

①売電収入	: 30万円
②設置費用	: 220万円
③補助金	: 20万円 (国・市の合計)
④年間売電量	: 2,000kw
⑤年間総発電量	: 4,000kw

【確認方法】

- ①売電収入 : 電力会社等からの「お知らせ」で確認。
※当月分明細が翌月に支払われるので注意。
- ②設置費用 : 設置から発電までにかかった総費用。
- ③補助金 : 国・市等へ申請し、受け取った金額 (受け取る予定金額)。
- ④年間売電量 : 電力会社等からの「お知らせ」で確認。
- ⑤年間総発電量 : 各家庭の太陽光発電のメーターで確認。

$$\text{㊸売電収入} = 300,000 \text{円 (①)}$$

$$\text{㊹経費} = \frac{(2,200,000 - 200,000)}{\text{②} \quad \text{③}} \times 0.059 \times \frac{(2,000 \div 4,000)}{\text{④} \quad \text{⑤}} = 59,000 \text{円}$$

<経費の計算方法>

$$(\text{設置費用} - \text{補助金}) \times \text{償却率} \times \frac{(\text{年間売電量} : \text{年間総発電量})}{\text{④} \quad \text{⑤}}$$

(耐用年数 17年 = 0.059)

← 按分率 : 発電量の何割を売電に回しているか

$$\text{売電所得} = \text{㊸}300,000 \text{円} - \text{㊹}59,000 \text{円} = \underline{\underline{241,000 \text{円}}}$$

裏面で具体的に計算してみましょう！

太陽光発電等による売電所得の計算方法

<売電所得>

Ⓐ 売電収入 - Ⓑ 経費 =

Ⓐ・Ⓑの算出方法は以下のとおりです。算出した金額を上記の計算式に当てはめます。



Ⓐ 売電収入について

電力会社等から支払われた(振り込まれた)金額の合計です。電力会社等からの「お知らせ」で確認してください。

月	売電収入	売電量	総発電量
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計	Ⓐ	④	⑤

<イメージ>

太陽光等受給電力量のお知らせ

お客様番号

〇〇 〇〇様

〇〇年 11月分 検針月日 11月15日
計量期間 10月15日~11月14日
計量日数 31日間

お支払い予定額 10,560円
(お支払い予定日 12月5日)

受給電力量 220kwh

内訳

当月指示数 48,800
前月指示数 48,580
差 引 220

電力料金 10,560円00銭

△△電力株式会社
TEL0120-XXXX-XXXX

総発電量は、各家庭の太陽光発電のメーターなどで確認します。

売電収入は収入の確定した日(検針日)で計算します。見本の検針日は11月15日
ですので、11月の売電収入欄に記入して計算します。

Ⓑ 経費について

設備の設置にかかった総費用から補助金を差し引き、17年間に分けて経費とします。具体的には、17年にあたる減価償却率(5.9%)を掛けることで計算します。また、自家消費分を除くため、上記の売電収入で記載した年間売電量を年間総発電量で割って計算します。

<経費の計算方法>



$$\left(\text{②設置費用} - \text{③補助金} \right) \times 0.059 \times \left(\text{④年間売電量} \div \text{⑤年間総発電量} \right) = \text{Ⓑ経費}$$

※諸経費以外にも修繕や設備にかかる修理代・メンテナンス費用、損害保険料、固定資産税(償却資産)などの維持管理費がある場合は経費に算入することができます。(領収書が必要です。)